

### 第3回村上市立小・中学校望ましい教育環境整備検討委員会会議録

○ 日 時

平成27年3月20日（金）午前10時00分 開会

○ 場 所

村上市朝日支所2F 第1会議室

○ 出席した委員

吉川 雄次	委員
大滝 美世子	委員
三浦 公平	委員
伊與部 英子	委員
矢部 常男	委員
伴田 攻	委員
齋藤 富一	委員
大嶋 芳美	委員
園部 健	委員
佐藤 憲一	委員
佐藤 英和	委員
鈴木 利文	委員
野澤 重夫	委員
佐藤 修一	委員
遠藤 友春	委員
小柴 柳一	委員
澤渡 寿子	委員

○ 欠席した委員

佐藤 康弘	委員
齋藤 悠輔	委員

○ 出席した教育委員

鈴木 信雄	委員長
佐藤 信子	委員（職務代理者）
圓山 文堯	委員（教育長）
信田 榮太郎	委員

本 函 元 子 委 員

○ 欠席した教育委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	板 垣 圭
管理主事	鈴 木 正 美
指導主事	仙 田 健
指導主事	小 川 誠
学校教育課 教育総務室長	大 滝 寿
学校教育課 教育総務室	鈴 木 祐 輔
村上教育事務所長	大 滝 慈 光
荒川教育事務所長	信 田 和 子
神林教育事務所長	瀬 賀 豪
山北教育事務所長	横 山 政 信

○ 欠席した事務局職員

なし

○ 進 行

管理主事 鈴 木 正 美

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長 大 滝 寿

○ 会議に付した議件等

- ・ 文部科学省発出の手引等の説明
  - ・ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引について
  - ・ 小中一貫教育の導入について
  - ・ 質疑
- ・ 次回委員会開催日程

・ 午前10時00分開会宣言

鈴木管理主事

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、第3回村上市立小・中学校望ましい教育環境整備検討委員会を開催させていただきます。はじめに吉川委員長ご挨拶をお願いいたします。

・委員長あいさつ

吉川委員長

おはようございます。今回で3回目となりますが、先般第2回目のグループ討議の結果を教育委員会さんでご苦労なさって記録を届けてくださいました。タイミングよく文部科学省の手引が出る前で、あまり余計なことを考えない委員さんお一人お一人の素直なお気持ちを出していただいた第2回目であったと思います。記録ありがとうございました。で、それをずっと読んでみますと一つ一つ納得しながら読んでいったわけではありますが、大きくまとめますとどのグループのところにも出てまいります、やはり小規模校の集団で勉強していくというのは、それはそれで良さがありまして、一人ひとり目が届くということである意味いい教育が期待できるのだけれども、しかしやはり大勢の中で刺激をいろいろ受けながら、多様な考えに触れながら学ぶというのが今の時代重要なのではないかと、だからある程度の規模を確保しないとそういう学習が実現しにくい、また切磋琢磨し自分の生き方を決めていくというような子供の成長が期待できるという意味では、やはりある程度の集団といいましょうか、規模が必要だというご意見が大半だったのではないかと、こう思っております。大規模になる事への心配も、またある訳ですけど、それはともかくとして、大きなまとまりとしては一定の規模がないと、そういう教育成果ができないというのがひとかたまりになるのではないかと思います。もう一つはですね、これはいずれにしろ、たとえばこの検討委員会がもたれているということ、こんな話が出ているというようなこと、そんなことも早く地域の中に予め明らかにしてですね、早くいろんな地域でのこの問題に関する関心が高まるようにと言いましょいか、いろんな考えが、心配事が早く出されて検討されてこの委員会だけでなく、地域全体で検討される必要があるというような点でも、ご意見があったように思っております。まっ、細かいことさまざまありますけれどもそういう中で、今回、国の方向が示されました。先般、資料を送っていただいたわけでありまして。いやぁ大変な資料でしてね、何回読み直しても一気に最後までいかないというようなことで、繰り返し読ませていただきました。あり難いことにこの第3回では今日の予定にあるように、

国の示したものについて、教育委員会さんのほうで解説をいただけるということで、ありがたく思っております。それを私ども委員が聞いて頭を整理するという意味で受け止めて、ふたたび当地域の問題に対応していくという段階になろうかと思えます。今日はひとつまた場所が変わりましたので雰囲気も変わりますがひとつよろしく願います。

鈴木管理主事

ありがとうございました。

それでは3番文部科学省発出の手引等の説明に入らせていただきます。(1)(2)につきましては、学校教育課指導主事をご説明いたします。(3)質疑に関しましては、吉川委員長さんの司会のもと進めて頂きたいと思えます。よろしく願います。若干準備をさせていただきます。お待ちください。

仙田指導主事

御免ください。学校教育課指導主事 仙田健と申します。私のほうからは、1月27日付で文科省から出されました手引に関するということについて、ちょっと膨大な中身になりますのでそれを取捨選択しながら概要版ということでまとめてみました。今日はそれについて皆様にお伝えしたいと思えます。それではさっそく始めさせていただきます。

適正規模に関する手引きということになりますので、まず適正規模とはどういうことか、適正規模、適正配置とはどういうことかということから話が始まります。まず学校規模についてです。現行法令の規定では今現在は小・中学校とも12学級から18学級以下と定められております。学校教育法施行規則です。ですから小学校ですと1学年2クラスから3クラス、中学校でいえば4クラスから6クラスという換算になります。実際の全国的な学校規模の状況はここに書いてあるとおりであります。小学校では12から18に該当するのは約3割、中学校にしても32パーセントと、適正規模に当たるのは3分の1しかない。小さいほうが多くなっております。ちなみに村上市は上に数字を載せてありますが、小学校でそこに該当するのが4校、中学校は1校もないという状況にあります。文科省のいうところの学級数が少ないデメリットとしては非常にたくさん挙げられておりますが、主なものはここに書かれてあるとおりであります。クラス同士の切磋琢磨ができないということ、それから、いろいろな、人数が少ないので集団活動に制約があったり、男女比が少ないと偏ったり、さまざまなデメリットがあると書かれております。

続いて、生徒の数が減れば教員の数も少なくなります。教員の数が少なくなると年齢や男女比バランスのとれた配置ができなくなります。そうすると先生の数も限られるので価値観の多様性もどうしても少なくなってしまう。教員の立場としましては、教員同士で切磋琢磨をしてともに研修をし、高めあって行くという雰囲気がどうしても作りにくく、伝わるものに支障があるということが挙げられています。そういった結果、児童生徒にどのような影響が考えられるかという、やはり社会性とか、コミュニケーション能力、限られた人間とだけの付き合いとなりますので、そういったところや人間関係の固定化、それから先ほど吉川先生もおっしゃってましたがこれからの時代はお互いにグループで学びあって行く、共同的な学びの時代に入って行くわけですが、それがなかなか成立しにくい、切磋琢磨する環境の中で意欲とか成長が引き出しにくい、そういったことが影響として挙げられています。あと1番下の上の学校に行ったときに、大きな集団への適応がなかなか難しいという問題もあります。

で、そういったことのデメリットをふまえて文科省は望ましい学級数の考え方として、小学校に関しては、まず複式学級の解消をしてください。については最低ラインとして6学級ということを打ち出しております。続いてクラス替えができるということをもう一つのラインとして、そうすると複数クラスになって複数教員を付けることができるので、そうすると12学級以上が望ましい学級数として示されています。次に中学校です。中学校では、まずクラス替えができることを最初のラインにおいています。そうしますと1学年が2クラス以上6学級ということになります。その次の段階になりますが、中学校ですので免許を持った先生が教えます。しかし、ある程度の規模がないと免許外指導の教科がどうしても出てしまうことになります。すべての教科で専門の先生が教えられるだけの規模、そのためには1学年3学級以上が必要である、と示されています。このことをふまえて市町村に学級数によって、このような事をしてください、と目安が示されています。まず、第1段階です。これは複式になってしまう規模、これについては教育上の課題がきわめて大きいので学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある、と述べられています。1学年1学級規模についても将来的に発生する可能性を考え同様にと、されています。その上のもう一つ大きい規模についても将来的に複式学級が発生するおそれが高ければということで、やはり速やかに検討が必要だとされています。その上に行く教育上の課題を整理

したうえで児童生徒数の予測を加味したうえで教育環境の在り方を検討する必要があると述べています。中学校については12学級以下についてはしっかり検討をしてください、と文科省は述べています。続いて学校配置の適正化です。通学のことについてです。従来の基準は4キロ、6キロであります。これは徒歩と自転車を想定しております。このたび時間による目安というのが新たに示されました。それがおおむね1時間以内という表現です。スクールバスを意識しています。以上で適正規模、適正配置とはどういうことかという考えをお伝えしました。

続いて、実際に統合の検討に入るときにどういうことに留意したらよいかということについて述べたいと思います。

1番はまず合意形成になります。合意形成のポイントとしては3点挙げられています。1つ目は直接の受益者である児童生徒の保護者だけではなくて地域住民の理解や協力を得なさいということ、それから統合に関わる様々な情報をしっかり提供してくださいということ、それから統合による効果について広く共有してくださいという3点が挙げられています。ここでいうところの統合による効果ということについて、先ほどのデメリットと逆になりますが文科省は詳しく述べています。たとえば児童生徒に関し実際の事例に基づいて文科省が洗い出したこととなりますが、向上心が高まった、社会性、コミュニケーション、学習意欲、学校が楽しい、進学ギャップの解消等様々な効果があるということを書いてあります。続いて指導の面です。主に教員の立場ということになりますが、校内研修が活発になった、教員の資質向上に役立った、授業そのものが活性化した等々、さまざまなメリットが書いてあります。ではその統合の検討するにあたって体制の工夫についてどういうことがなされてきたかということなのですが、保護者、地域住民の意向が反映できるような工夫を講じてください。今、まさにこの会がそれにあたる訳なのですが、委員としての参画、それからさまざまなアンケート、パブリックコメント、こういったものやっていくことが大切だということを書いてあります。その中で統合のビジョンをみんなで描いていくことが大事だということが書かれています。過去の先進事例で統合によってビジョンを描き魅力ある学校の姿を紹介しますということで、いくつか例が述べられています。まず文科省が言っているのは、学校運営協議会制度、コミュニティースクール、これについては後で詳しく述べますが、コミュニティースクールを導入するとか、2つ目は村上では郷育教育、故郷教育の充実であ

るとか、この後話があります小中一貫校、ICT、デジタル教材だとか、タブレット、パソコンを使った教育の導入、それからさまざまな施設との複合化、学校が図書館とか幼稚園、保育所と一緒にあってそういうことをするというような例が挙げられています。

コミュニティースクールというのは、委員、保護者、教育委員会、そこに校長もはいた学校運営協議会という組織を立ち上げます。その組織に3つ特徴があるんですが、その組織はまず校長の方針に承認を与えるという役割をもっています。今までは校長が説明して、そうですか、という感じで終わっていますが、コミュニティースクールによってもう一歩踏み込んだ形になります。それから校長に対して意見を述べるという役割をもっています。さらに学校運営に対する意見を教育委員会に、その中には人事に対する意見についても含まれます。この3つがコミュニティースクールの特徴といわれております。今のところ全国では2,000校近く、新潟県では上越、見附が取り上げております。続いて統合によってどのような課題が、今までは統合をするとこんな素晴らしいことがありますよということを主に話をしてきましたが課題への対応、どういう問題があってどう対応するのかということになります。まず1つ目はスクールバスの伴う課題です。やはり歩かなくなりますので体力の低下であるとか、バスに乗っている時間のことで放課後の活動時間とか家庭学習時間が減少するのではないかという懸念です。これに対して文科省では様々な例ということで、校門の前で降りて歩かせるとか、バスに乗っている時間に英語を流したりするだとかといった取組が紹介されております。続いて通学路のことです。どうしても通学距離が長くなりますので安全確保が問題となってきます。それについては今までもやっておりますが安全点検の実施であるとか、ボランティア、スクールガードリーダーを配置していますが、そういった体制の整備、それから危険回避能力を教育で生徒に伝えていくことが対応策として挙げられております。次に児童生徒にとって学校の大きい集団に入ることにより環境の変化が著しいということになります。そこには大きな戸惑いが生じるであろう。それに対応して、どのような対応があるか、まず統合前に児童生徒、PTA、そういった交流を十分進めておくこと、教職員配置、前の学校の先生が統合した後もそこに残って生徒の心のケアを図れるようにする。学校の方針を共通にしておく。不安や悩みのための整理をする。そういったことが挙げられています。次の課題として挙げられているのが、地域との関係の希薄化です。地域との関係が、一部の地域から

学校がなくなるわけですので希薄化がするのではないかという懸念です。それについては先ほどのコミュニティースクールを導入し地域の参画を得るとか、資源の活用、それからその地域の行事と連携し学校の計画を立てる、廃校後の校舎の利用が挙げられています。6つ目の課題となります。地域の拠点機能、学校は防災拠点であり文化、スポーツの活動拠点としての役割もあります。そういった機能が失われることになるのではないかということです。それについては、ていねいな議論が必要だという言い方をしています。そして、特に廃校施設の活用について総合教育会議、新教育委員会制度でいうところの市長もはいつて教育方針を話し合う会議ですが、そういったところでも話し合うことが大切であると述べられています。最後です。統合に伴う様々な事務です。膨大な事務量が発生します。これも大きな課題と述べられています。そこではリストアップしたり、役割分担をしたり、担当者を増強したり、組織でそれが対応できるようにするというようなことが挙げられています。続いて統合を見送る、小規模校をそのまま存続する場合について、そのあと述べています。どのような場合があるかという、たとえば山間部等で距離が遠すぎるとか、統合してもさらに生徒が減少していくことが分かっている場合とか、3つ目は村上には該当しないのですがこういったケースを挙げています。そういう場合はどうするかという小規模校のメリットを最大限いかしデメリットを最小限にせよ、考えてみれば当たり前なんですけどそういう言い方をしています。文科省のいうところの小規模校のメリットは想像がつくと思いますが一人ひとりに目が届く、細かな指導ができること、地域密着であるとか、コンピューターとか少ない台数で入れやすい、そういったメリットを最大化するためにはここに書いてあるようにICT、タブレット、デジタル教材、定着のための時間の確保等々であります。逆にデメリットを緩和するためにはどうするか、デメリットについて3つに分けて述べられています。1つ目は社会性が育たないのではないかということについてです。これについては小中一貫教育を導入し規模をちゃんと確保すること、留学生による多様性の確保、テレビ会議システムを活用した合同授業、施設を複合化し保育園児と一緒にやっていくとか、コミュニティースクールもその例となります。とにかくいろいろな人と接していく環境を作りましょうということになります。2つ目として競争がないのではないかと、文科省でいっているのは過去の先輩、他校の様子だとか、検定やコンクールを全国の生徒を意識させる、修学旅行などで進路選択について早めに考



えさせるとかで視野を広げさせることをしていくことが大事だとして  
います。最後のデメリット緩和策、環境面です。免許の保有者が限ら  
れるので兼務、たとえば、あなたは朝中、山北中と村上東中の3校を  
回ってくださいとか、教員の巡回指導システム、これは北海道とかが  
やっているようですが、1人の先生がいろんな学校を回って先生方を  
指導する仕組みであるとか、そういったことが環境面での対応が考え  
られると述べています。最後に最終的に判断するのは市町村ですよ、  
ということ等、それぞれの地域で子供たちを健やかに育てていくため  
の最善の選択という言い方をしています、最善の選択に是非つなげて  
いただきたい。と締めくくられています。

以上であります。ありがとうございました。

小川指導主事

御免ください。学校教育課指導主事 小川誠と申します。私のほう  
からは、小中一貫教育につきましてご説明させていただきます。よろ  
しく願いいたします。お手元の分厚い資料とあわせて、同じような  
ものなのですが説明させていただきますのでよろしく願いいたしま  
す。

まず、小中一貫教育が求められる背景についてお話をしたいと思  
います。小中一貫教育が求められる背景として、この5点が挙げられま  
す。1つ目は義務教育の目的、目標設定、2つ目が近年の教育内容の  
量的、質的充実への対応、3つ目が児童生徒の発達の早期化に対する  
こと、4つ目が中一ギャップへの対応、5点目が少子化等に伴う社会  
育成機能の必要性、この5つが言われております。

1つ目の教育基本法、学校基本法の改正による義務教育の目的、目  
標設定の新設についてですが、教育基本法の第5章第2項に義務教育  
として行われる普通教育は各個人の有する能力伸ばし、社会において  
自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要と  
される基本的な資質を養うことを目的として行うものとする、という  
項目があります。それにしたがってこの21条では一つ一つ読みませ  
んがここに挙げた10の目標を達成するように規定をされています。  
これを達成することが学校教育の大きな目標と挙げられており、それ  
を行う上で一貫教育がそれに資すると考えられます。

近年の教育内容の量的、質的充実への対応についてですが、平成2  
0年の学習指導要領改訂による質、量の充実が言われ小学校高学年に  
外国語学習が導入されている、また科学的思考力、判断力、表現力を  
育成する学習活動の充実が強く言われております。3点目のこの辺り

は4月に行われます全国学力状況調査とも関連をしているということなのでご存知の方も多くいらっしゃるのではないかと思います。そのため中学校の教員が連携した小学校高学年の専門的指導の充実、また児童生徒のつまずきやすい学習への長期的な視点に立ったきめ細かな指導が非常に求められているということでもあります。3点目に児童生徒の発達の早期化についてお話をしたいと思います。ここに示したグラフは男の子の身長の平均値を表したものです。昭和23年から調べているものです。右側、水色の薄いグラフが1948年、昭和23年度のグラフです。濃い青いグラフは平成25年度の身長を表したものです。昭和23年には14歳15歳に伸びが大きな時期が来りますが、それが25年になると2歳ずれまして12歳13歳にその山が来ています。背の伸び具合が早期化していると。同じように男の子の体重を見ると昭和23年に14、15、16に伸びの山が来ています。25年には12、13、14と年が低年齢化している、早期化していると言えると思います。子供たちの成長が早まっているということがいえると思います。同じように女性の初潮の年齢の推移を表したグラフについてですが、昭和17年、だいたい13、14歳、それが2008年になると2歳くらい早まっていることになります。男の子も女の子も成長が非常に早まっているということがこのグラフからいえるかと思えます。4点目に中1ギャップへの対応についてお話ししたいと思います。ご存じのとおり小学校から中学校への学習においては、ここに示したように大きな違いがあります。小学校ではたとえば学級担任でそして一人ひとりを見たきめ細かな指導をしたり、またグループ学習を積極的に取り入れるという傾向があります。また、単元のテストのやり方にも違いがあります。小学校では単元ごとにテストを行い定着したかを見極めます。また、子どもたちの意欲、関心、態度なども普段の授業、またはそのテストの中身でも見ていきます。生徒指導についてはどちらかという優しいというか、緩やかにその子にあった優しい言葉かけをしながら納得するように指導をしていきます。当然、昔はありましたが、現在では学校での部活はなく社会教育に移行しているのはご存じのとおりです。それが中学校に入ると教科担任制となります。そして学習内容が多いということから、たとえば黒板に書く量が多くなったり、学習のスピード、量からくる学習の速度が小学校より違って早くなったり、また、どちらかというたくさんのことを教えなければならないので、グループ活動なども積極的に取り入れている学校も多くあるのですが、どちらかという小学校よりは

先生方が主導で教えていく場面が多くなります。また、テストでは小学校では単元ごとでしたが、定期考査、学期に1回2回テストを行う、まとめて行うということになります。また、知識、技能を重視されている傾向も多いようです。生徒指導面でも、やはりこれは発達段階に応じて適切に指導しているんですが小学校に比べたら厳しく本人が納得するように指導していく、また、小学校とは起こってくる生徒指導上の問題事案も違いますので、対応については小学校よりも厳しい対応が求められております。また、部活動もありますし、ほかの小学校から進学して中等教育学校であるとか、そういったところにいたり、また、複数の小学校から来たりして新たな人間関係を築かなければならないというようなことが求められます。このように小学校から中学校においては大きなギャップ、溝があると考えられると思います。これは学年別のいじめの認知件数です。左側が小学校1年生から6年生、右側が中学校から高校生までです。見てわかるとおり小学校6年生と中学校1年生では非常に件数で差があります。48%増えているというふうに言われています。このように小6と中1の間には非常に大きな差があるといえます。また、不登校の数を見ましても小学校では1年生から6年生でもかなり増えているんですが、それを越えて小学校6年生から中学校1年生を見ますと8,000件から20,000件、180%2倍弱増えている。これだけの不登校数が増えるという傾向があります。また、暴力行為においてですが小学校においては、これも緩やかに、小学校6年生、3,000件もあるのでこれが少ない数というかどうかはありますが、これは別として、中学校1年生になると132%増えて、1万件を超える件数が起こっているというような状況があります。また、子どもたちの悩みについても非常に差がみられるといえます。黄色が小学生、みどりが中学生です。学習においてどうしても好きになれない教科がある。小学校でも多いと思うんですが、中学校に行くと6%アップしていたりして、また、勉強のやり方が分からない傾向をもっている子が4割弱だったのが5割を超えている。やる気が起きない、意欲面で4割弱だったのが5割を超えている。同様にテストでなかなか点数が取れない子が5割を超えている。このように非常に小学校と中学校では大きな学習上の悩みを抱えている子供が増える傾向にあるというふうなことが調査からわかっています。これを小学校の4、5、6と中1、2とならべてみるとこのような感じになります。調査、勉強に抵抗をもっている子が、やはり中学校1年生になると4割ぐらいが5割を超え、14.7ポイ

ント急にアップする、また、意欲面でも同様に6年生から1年生になると13.7ポイント急にアップする、計画どおり勉強が進まないと言っている子が3割弱から4割を超える、こういった急に中学校1年生になると学習上で抵抗を示す、悩みをもつ子が増えるということが調査からわかります。5点目に学校の社会性育成機能について、です。これは厚生労働省が調べた各世帯の世代の変化を見ていったものです。青は単独世帯、赤が夫婦のみ、みどりが夫婦と未婚の子、紫が一人親と未婚の子、そして水色が3世帯いる世帯、青が増えたりあとは夫婦みが増えたりしているのが分かると思います。

注目していただきたいのは3世帯、つまりお孫さんとおじいちゃん、おばあちゃんがいる世帯が、昭和61年には15.3%ありました。それが平成24年になると半減し7.6%に減っています。おじいちゃん、おばあちゃんからお孫さんが何か学んだり、話を聞いたり何か家庭の中でそういった役割を果たしたり、いろんなことを学んでいきます。そういったことが、機能がこの数字からやや弱まっているのではないかということが、数字上から見ることができます。

これは共働きの世帯数です。昭和55年から25年まで調べた結果のものですが、青が共働きの数ですが、あきらかに右肩上がりです。一直線にのぼっています。共働きの働かなければならない世帯が多くなってきているということです。今のグラフと関連があるかもしれないませんが、これは母子、父子世帯の推移です。赤が父子世帯、父子世帯は緩やかに下降気味、あまり変わっていない、青が母子世帯です。それを併せるとこのグリーンの線になるんですが、緩やかに増えているのがわかります。先ほどの共働きも増え、また母子世帯、父子世帯も増えているということが非常にわかるかと思えます。

このような実態から、やはり中1ギャップ、また、家庭環境、成長の早期化、そういったものへの対応するために小中一貫教育が全国的に求められているのが実態としてあります。

小中一貫教育ですが、今のような背景から広がっているといわれます。件数はここにかいたとおり1,130件、市町村では211件、積極的に推進している県は4県、検討しているのが3県プラス30なのでほとんどの県が小中一貫教育について非常に注視していることとなります。新潟県について、県教委に問い合わせをしましたが、「はっきりした数は言えません。」ということでした。後程お話ししますが、小中一貫教育については捉えが多様化しておりまして、どこまでが小中一貫教育なのかはっきりした数がいえないということができないの

でお伝えしていません。ということでした。湯沢ですとか、三条であるとか先進的に取り組まれておる地域もありますので、県内でもこういった取り組みが進められている地域があるということです。小中一貫教育につきましては、教育課程の連続性、教員の指導体制、施設、校長の体制等においてきわめて多様です。その点からも県教委は一概に何件新潟県でやっていると言えないと言っているのですが、非常に多様なのです。

それについて少しお話をしていきたいと思います。

まずはねらいです。ねらいについては、ここに赤で示したところが非常に多く取り組んでいるところが多いと言えます。指導上の成果を上げる、生徒指導上の成果を上げる、先ほどのグラフで示した問題行動等の調査がありましたが、そういったものに対応したい、学習の抵抗をもっている子を何とかしたい、また、そのためには9年間を通して児童生徒を育てる教職員の意識改革を図っていくことが必要なんだ、この大きく3点について取り組んでいる学校が多いようです。

系統性、連続性のためにこういったことをしていますよ、一番多いのが70%、小中の合同の行事を実施しているとか、また、2番目、9年間の系統性を重視し小中一貫したカリキュラムを組んでいますよと、また学力調査の小中合同の分析、結果の共有、9年間を通した学習規律、生活基準を定めている、9年間を一まとまりと捉えた学校教育の目標を設定している。こういったことを教育課程の指導方法の改善のために取り組んでいる学校が多いようです。学年の区切りについては6、3のまま取り組んでいる、現行の小、中と同じような形態でやっているのが7割ですが、6、3ではない形態をとっているのが26%あります。この中にはいろんな区切りでやっているところがあります。

これは施設の分類です。小中一貫教育といってもこれだけ多様な校舎の分類の仕方があります。一番わかりやすいのは、校舎が同じ校舎の一体型している校舎、2つ目が隣り合っている校舎です。3つ目が分離型、小と中が分かっていたり、あとはその他です。今の分け方の割合なんですけど、一体型というのは13%、隣接型は5%、やはり最も多いのは分離型、8割弱となっています。無理なくできるのが分離型なのかもしれません。

校長先生の配置ですが、一体型は一人の校長先生が7割強の学校で一人の校長先生がもっている。先ほど多かった分離型については学校ごとに校長先生がいるところが9割ぐらい、全体としても学校ごとに

校長先生を配置している学校が8割弱あります。ほとんどがそういった学校だということです。

これまで取り組んできた各学校でどんな評価がなされたかということなのですが、大きな成果が認められるとしたところが8割強、9割弱です。ですから実施してみたら小中一貫教育というのは非常に成果があったとほとんどの学校で答えています。ではどんなところに成果が見られたかということですが、先ほどの現状と課題でお伝えした背景のところに対応する部分なんです、たとえば小学校へ進学する児童の不安が解消した。児童生徒の学校に対する満足度が増した。中1ギャップが解消された。いじめ問題が減少した。というところがこれぐらいです。不安を抱える児童生徒が減ったというのは9割、また中1ギャップ、これも9割近くの学校で成果があったと答えています。また、小中の教員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった。意識の高まりはほとんど9割の学校が答えています。また意識が高まったかも同じです。小中共通で実践するこれが8割、小中学校の指導の系統性については8割くらい、やはり小中の連続を加味したり、子どもたちの抵抗、問題行動に対応するそういったことに成果があったという学校が非常に多くみられます。

対して課題についてはこのような事が述べられています。まず、時間的な小中の教員間での打ち合わせが非常に難しい、時間がなくてできないという学校が多くあります。研修も同様です。また、校舎が分離しているところが多かったことから、交流を図る際の移動手段などに抵抗があると考えているところがやはり多いというようなことが言えます。また、小中が連携することにより、先生方の負担感が増えていると感じている学校が8割を超えるくらいあることがこのグラフからわかります。ですから小中一貫教育は多様性を尊重しながらもいい実践がなされるように環境整備を大切にしていかないと難しさがあるということがいえると思います。

では、今の小中一貫教育を村上市にあてはめた場合、どんなふうになっていくかということを少し見ていきたいと思います。

これは村上市の児童生徒の推移です。昨年の5月1日現在の数です。見てのとおり、小中の合計なんです、児童数なんです、減っていることがこのグラフからわかります。縦軸を見ていただければわかるんですが、小学校では26年度と平成32年度では500人も減っている、中学校でもやはりそこまではいきませんが、かなり減っています。

校舎のほうですけど、先ほどあった施設分離型の校舎というのが、

村上市でいえば今ある校舎を使うことができるので、これが望ましいのかなと思います。こういったのがすぐにできるかもしれません。これを地域別に見ていきますと、村上地区の小学校の各学校の今後の推移はこのような状況です。上は村上南小学校です。この学校が唯一、少し増えている、それ以外は減少、一番下の上海府小学校は今も少ないのでずっと同じような感じで行くんですが、たとえばこれを各中学校区ごとにまとめて統合したらどのようなことになるかということですが、そうするとこのような形になります。岩船小学校は近くに中学校がありますのでそのままなんですが、これが村上小学校、山辺里小学校の子どもたちをまとめたものです。ここが南小学校、瀬波小学校、上海府小学校をまとめたものです。これでも減っていくんですが減り方、人数は統合した場合、かなり多くなっているこのような形になっていきます。減っていくのは変わりません。学級数に置き換えるとこのような形になります。上海府小学校はずーと3学級、また、瀬波小学校も今の12から下がっていきます。唯一変わらないのが南小学校で12学級のまま行きます。ほかの学校はほとんど下がっていきます。これを統合した場合どうなるかというと、このようになります。岩船小学校は近くに学校がないため変わらないのですが、南小学校と村上小学校の推移をみると何とか12学級を確保できています。中学校についてはこのようになっています。中学校もやはり下がっています。村上の児童数は減っていることが分かります。学級数についてはこのとおりです。荒川、神林地区を見てみます。保内小学校だけが400人位なので突出して多いですけど、他は100人前後の学校が多くあります。緩やかに右に下がっているのが分かります。減少しています。これを先ほどと同じように、神林、荒川それぞれ1校ずつにまとめてみるとこのようになります。荒川地区の小学校をまとめてみますと500人を超えるところから緩やかに下がっています。神林地区もすべてまとめると400人を確保しそこから緩やかに下がっていきます。現在の学級数についてはこのとおりです。これが一緒にした場合はこのようになります。荒川地区では17学級を確保でき、それから徐々に下がっていきます。神林地区では14学級が確保でき12学級を平成32年まで行きます。これは中学校の生徒数です。荒川地区は変わらないのですが、神林地区の2校をまとめた場合このようになります。学級数は荒川中学校だけがほとんど9学級で平成36年には6学級になると。他の平林中学校も3学級、神林中学校においてもいずれは3学級になっていくというのが分かります。それがまとめた場合、荒川

中学校は変わりませんが、神林地区2校をまとめるとこのような形になります。何とか2クラスを確保できることとなります。

朝日・山北地区についてはこのような形です。50から100を超えるくらいです。これが朝日、下が山北、これをそれぞれ1校にまとめてみるとこのような形になります。これを学級数に置き換えるとこのようになります。朝日地区では12学級が平成32年まで確保できます。山北地区では6学級のまゝ。中学校についてはそれぞれの地区に1校ずつありますので、現在はこのような形となっています。

なお、ここに出ています学級数については、特別な措置を図り弾力的に学級数を増やしている学校もあるので、現在の学級数とは若干違いますのでご承知おきください。

というふうには児童生徒数、また学級数を確保することが可能となります。今の村上市の実態を考えて始めるとすると、施設分離型がやりやすいのかなと言えるかと思えます。場合によっては、よりたくさん校舎、地域のコミュニティの話も先ほどありましたがそういった機能を果たすことを考えると、より多くの学校を活用するというのを考えると、4、3、2制でたとえばそれぞれの学年で学校別に変えてしまうということを考えられなくもない、そういう可能性も選択肢の一つなのかもしれません。

文科省では小中一貫校の制度化を図っていくことにしています。その制度化を図るということには、運用上で一定の限界があるということで連続性、安定性を担保した総合的、効果的な取り組みが制度化することが可能になる、また、国、県による支援充実を行い、課題の解消に資する手立てが講じられるような、そういったところから制度化を今目指しているところです。基本的な方向としましては、地域の実情に応じたいろんな取り組みを可能とする必要があるということで、小中一貫教育の2つの形態を制度化しようというふうに、今取り組まれています。学校教育法に基づく新たな学校種として、義務教育学校、答申では小中一貫教育学校となっていました。義務教育学校、もう一つは独立した小中が小中一貫教育を行う小中一貫型小学校、中学校という、この2つに分けるということで今検討されています。共通する点としましては、独自教科の設定、指導内容の入れ替え、移行また教育課程の特例を導入可能にしていくと、また、既存の小中学校と同様に市町村の学校設置義務の履行対象、また、就学指定の対象校として、入学選抜はしない、というような方向が示されています。

異なる点としましては、義務教育諸学校が9年間一貫したものであ



るのに対し、一貫型では現在の小中学校と同じになるということ、教育課程は9年間の目標の目標設定、教育課程の編成につきましてはこれが必要な条件である、これは必ずやる、そして組織的なものとしては義務教育諸学校では一人の校長、それに対して小中一貫型は学校ごとに校長がいると、学校が分けられると小中と同じということになるので学校ごとに校長がいるということになります。また、組織も2つに分けられるのに対して、こっちは9年間一つ。免許についても原則、小中学校の免許を、こっちは義務教育諸学校については保有していないのに対して、こっちはちょっとゆるい感じですね。学校種に対応した免許を保有していればよいということでもあります。このような違いがあります。先日報道がありましたのでご存知の方もいるかと思えます。というふうに小中一貫教育は進められております。今後の検討材料となればということで、お話をさせていただきました。大変ありがとうございました。

吉川委員長

仙田先生、小川先生、ありがとうございました。3番の質疑ということですが、これの司会をするようにというお話がありましたので、これから、ただ今解説のあったことについて、これをもう少し聞かせてほしい、これはどうなっているんだというような点がありましたら質問、ご意見でもよろしいですけど、それについて再度説明していただく時間にしていきたいと思います。2、30分やりたいと思いますが、どうぞなにかありましたら。はい、矢部委員さん。

矢部委員

小中一貫教育の総合的評価の中で、相当、事前に準備をし、検討してなんだろうが、成果があまり認められないが12%、ほとんど成果が認められないが1%と、この学校が今どのように工夫をし、改善されているかわかりますか。

小川指導主事

ご質問ありがとうございます。今日お示したのは文科省で示されたものなのです。これについてフォーラムに行った際は、成果がなかったところはどうなんだというような説明はなかったので、こちらのほうではご質問にお答えすることはできないんですが、情報が得られるか調べてみたいと思います。現在では情報がありませんのでお答えすることは難しいです。

矢部委員

やはり、そういうような可能性も当然考えながらしなければなら

と思います。学校名までは教えてもらえないでしょうけども、たとえば、農村地帯なのかあるいは都市部なのか、人口的なことなどももしわかれば早めに聞かしていただければと思います。

吉川委員長

はい、ありがとうございました。文科省が調査をした対象校がどんな環境にあって、うまくいかないところをどんなふうにしていこうとしているのかというような点について、出来れば情報を得て矢部委員さんの質問によろしく、ちょっと無理かもしれませんが、うまくいっている学校のなかにもうまくいかなかった点があって、その辺が意外と大きな壁になっていると考えられるので、なおまたいただいた資料を少しそんな点からも見てみたいこう思っています。小中一貫校、後半に説明いただいたのですが、前半の適正な規模についての質問でもどうぞ。はい、小柴委員さん。

小柴委員

手引の要点、大変よくまとめられていてありがとうございました。私も限られた時間でありましたけど、相当読んでみて、今日触れなかったなあということで聞いていたのですが、町づくり構想との兼ね合いで、学校の統廃合も地域住民の意見を聞いてというのがかなり強調して書いてあったのではないかなあと、その辺がどういう考えなのかということ、この後たぶん村上市教育委員会の構えとしては、最後のまとめに話がありましたけど、私の受け止めとしては、小中一貫の方向で統合を考えてなさるんだなあと受け止めさせていただきました。そこが確かめておきたいことの一つですが、その時に旧村上地区あるいは山北地区、荒川地区、地域は広がってますよね、校舎の使い方やなんかのことを考えると、ということ強調してますよね、統合の本旨は校舎の使い方が便利だからとかというのが最優先されると困るなあというような感じで話を伺っていました。その辺のことで、村上市として統廃合を進めるということは、私としては反対でなく賛成なんです大賛成なんです。やっぱり地域住民、保護者、学校の教職員、意識改革をしなければならぬ時に来ているんだろうと。今までもたぶん、そういう方向に進んできているんだろうと思うんですが、まちづくり構想との兼ね合いでということ文部省は強調していますよね、そうするとたとえば、いただいた資料を見れば、今日の説明にもあったんですが、私、中学校が勤務先だったので中学校を例にとると、村上一中と東中学校は今のままで、たとえば平林中学校は目の前にぶら下がってますし、岩船中学校も目の前にぶら下がっています。この、

ちょっと長くなって申し訳ないんですが、通学の距離、あるいは保護者や本人の意思などとの兼ね合いで、岩船中学校へ通ってた生徒が場合によっては、神納中学校へとか、希望するとかね、あるいは岩中の生徒が神納中へ希望して、残りはたとえば一中だとか、というような例も出てくると思うんですよ。その辺のことについてもう少し詰めておく必要はないのかなあという感じをもって今日お話をうかがっておりました。今時点ではそんな、以上です。

吉川委員長

小柴委員さんのお話に関して、小川指導主事さんのほうでは国の説明会に行った、それをここで説明をすると。ただし、たとえばということで今の市内の、図式的に、ですね、それが望ましいだとかでなくて、小中一貫を優先するだとかでなくて、たとえば当てはめてみればということで、そういう意味で後半のほうで各地区のことをまとめて数値的なことを、あんばいを見ていただいたということではないかと思うのですが、小川先生いかがでしょうか。

圓山教育長

今、委員長さんが話してくれたとおりであります。今日の一番の説明は、学校の適正規模について文科省から出てきたものについて、皆さんに資料をお配りしましたのでその内容が主であります。で、今回の検討委員会はその中身で検討をしていただくというのが主だった中身でして、小川指導主事が話したのは、同じく国が小中一貫について26年12月22日に中央教育審議会の方から、今、小川が話した内容等について、県、市町村に答申が示されております。このことについて文科省で小中一貫のフォーラムがありましたので、そこに小川を派遣しました。もちろん統合についていろんな、これから考えていく中身について、先ほど指導主事の仙田が申し上げましたとおり、コミュニティスクールとかいろいろなことがその中に、考えられるその中に小中一貫教育も考えられます。あくまでも、小中一貫を文科省でどのような流れで進めているかというようなことの情報提供で、決して村上が小中一貫教育を取り入れるかとかではありません。あくまでも、皆様の統廃合を含めた、児童生徒の望ましい教育環境がどうあるべきか、という形の中で検討していただきたいと思っておりますし、その中に小中一貫教育もはいつてくるのかもしれませんが。そういう意味での情報提供と捉えていただければと思います。

吉川委員長

小柴委員さんよろしいでしょうか。

小柴委員

今の段階では、そういうことでしょうね。

吉川委員長

コミュニティスクールのことも、今、学校評議委員会を現に開いてやっていますけれども、それとはまた、一段違ったコミュニティスクール、県内でも数校、市町村名が上がっておりますけど、そういうのもある訳です。それらのどれが大事だから、村上市としてはこういうものを大事にしていこうというのは私どもの委員会で話し合ってますね、まとめていくということになります。このエリアの場合はこういうことを大事にしていってほしいというのがかえってうまくいくんじゃないか、というような、全市いっきにでなくて、どっかにはそれが該当できると、該当した方がうまくいきそうだと、いうのもあるかもしれません。それはもっと話を順序立ててやっていかないと、しょっぱなからという考え方もあるかもしれませんし、まっ、今日は国の方針について説明をいただいた、ということで、それをできるだけ理解する機会にしたいと思っているわけですし、そのほかございませんか。

遠藤委員

関連してですが、今日の説明、大変よくわかりましたし、勉強になりましたしありがとうございます。戦後、文科省が、国がずっと続いてきた教育制度を大きく変えたものに、一つは学校週6日制を学校週5日制に変えました。そして今、やはり土曜授業、土曜学習が必要だと、もう10年以上たってからまた言い始めています。それから、3学期制を2学期制に変えてそれを導入している市町村学校もあります。ところがまた、やっぱり村上市のように取り入れないで3学期制のほうがいいんだという市町村学校もたくさんありますし、2学期制を3学期制に戻そうとしている学校もあるやに聞いています。それから6、3、3制を、今、中等教育学校、中高一貫教育で6、6制に学制を変える、それをまた今、小中一貫で学制を変えるというようなお話を聞いたんですが、やはり、大きな小中一貫教育ということについては、やはり目先のいいとこばかりではなく、将来を見据えて、本当にいいのかどうかということを慎重に検討しなければいけないんだなという気がしております。

吉川委員長

はい、ありがとうございます。今のような、今日の説明をいただいて重要だということをご意見としていただいてもあり難いです。あといかがでしょうか。

野澤委員

神林地区の野澤です。コミュニティスクールのことについて一点お聞かせ願いたいのですが、まだ、どのような形になるかわからないかもしれませんが、メンバーはどのような方が入ってくるのか、たとえば、今、学校評議委員とかね、そういう方々もあろうかと思いますが、たとえば、地域のオピニオンリーダーとか、若しくは、同窓会の会長さんだとか、PTAの会長さんだとかあろうかと思いますが、どのような方がメンバーに入ってくるかわかる範囲内です。

仙田指導主事

今ここに書類がないので、詳しいことは申し上げられないのですが、文科省のパンフレットでは、保護者、地域の皆さんという言い方をしています、地域のコーディネーターに当たる方々がその中に参加をされている、上越もそのように聞いています。そのほかに教育委員会関係者や、もちろん校長もはいつての組織と聞いております。

吉川委員長

野澤さん、よろしいですか。

ただ今の件のように、今後、わたしどもが今後検討していくうえで、ベースになる情報ですので、確認をしておいたりしておく点があるかと思えます。

小柴委員

3月のこの時点で、文科省から手引が出て新年度予算に関わりが出てくるのではないかなと思うんですが、だから市としての方向性がある程度シャキッとした形でせざるを得ないのでは、たぶん、そうすると私が前からお願いしている事なんですが、統合が進んだ段階で学校教育に配当される予算というのは、増えるんだか、減るんだか、それでその、実は私の気持ちでは統合していくというのが子供たちのために大事だろうと思うんですよ、そしてさらにそこに欲を言えば、ぜひ教育委員会事務局としてご配慮いただきたいのは、統廃合することによって予算が減っていくという方向になっていくと、この大改革、減らしたいんだなほんとは、たぶん。国としては教育予算を減らしたいんだなと思うんですが、頑張ってもらいたいなあという気がするんです。そうしないと私、こないだ課題に書いたのですが、ほんとに些細な事書いているんですが、あの背景には予算が伴うかどうかによってずいぶん変わってくる取扱いの内容がずいぶんあるんですね。そういう点でこの会が始まることから予算のことが気になっているんです。ぜひ、あの一、そのところ、3月の今の段階における検討でまだ間

に合うのかなあと、わからんけど、そのところについても是非、ご配慮いただきたいなあと思います。以上です。質問ということでもないんですけどね。

圓山教育長

統廃合については、この3月までを目途に皆さんから答申をいただきたい、答申をいただいたものに基づいて教育委員会で計画を立てたいと考えております。答申の形で行われるとすれば、その後、地域でどういう形で行われるかという話し合いになるかと考えられます。ですから次年度、答申が行われ、統廃合が行われるということはありません。その間には必ず、地域との話し合いだとか、どのように進めていくかとかについての話し合いがあるので、まだまだ日前があると、ご承知おきください。次に統廃合において、進めることについて学校予算が減るということはまずありえないと思います。ただ、全体的に数が減ることによって、合理化がはかれるかもしれません。当面、統廃合が行われるならば、国、県から補助が付きます。市独自でもそこへ支援していくのが筋であります。教育委員会制度が、今回改められました。統廃合に関しては、市長の入った総合教育会議で話し合いがすすめられることにもなります。そうすると市長を交えてそのことの予算についても話し合いが進められていくのではないかと推察されます。そうすれば、学校運営について、より市当局より支援がいただけるのではないかと推察されます。

吉川委員長

ありがとうございます。私どもの委員会がいろいろな今後の方向を考えると、全て、どのようになるかわかりませんが、統合をしない学校にもっと効果的な教育効果が期待できるような予算措置をする必要があるというような最終結論を出せば、それはそれで、また意味のある事、大事な事、たとえば先回お話し合いいただいたなかで出てきているのは、子どもの興味、関心、能力を伸ばすということについて、専門的な教員なり指導員を、中学の部活などにむけるなど、このことは学校支援になりますし、学校で部活が成立しにくいなどの領域に社会教育的にスポ少のような、そういう中学生を対象にした組織を作って、それに教育支援の予算措置をして優秀な指導者を付けて環境条件を整え行くということになると、学校教育から離れた、しかし子供たちにとっては、大事な支援になると。こういう面ももっと考えるべきだという委員さん方の意見がまとまれば、それはそれで重要ポイントになる訳でありますので、いろいろこれからお考えをいただきたいと、

こう思っております。学校運営そのものを予算的に支援することで、学校教育の充実が図られるという点もありますし、もっと広く考えてという面もあろうかと思えます。どちらも大事なことだと思えます。いかがでしょうか。今日は内容にありました点の理解をお互いにして終わるというのがねらいであったわけでありまして。何かありますか。

三浦副委員長

仮に、ですね、統廃合の方向が決まったということになってから、実現までは何年くらいを要するのですか。特殊な事例が生じれば別ですが。

圓山教育長

それは教育委員会のこれからの話し合いになると考えます。皆様からご答申をいただいて、教育委員会として考えをまとめなければなりません。それを議会等に提出をするという形になると考えます。その上で今後教育委員会の考えを、皆さんの答申を受けた市としての考えを住民の方々に対し話し合いを進めていく必要があると考えております。ただその持ち方については、いろんな持ち方がありますので今後教育委員会で検討していく中身かと考えます。

吉川委員長

私もいろんなことを考えたりするんですが、たとえば、こういう形で今後、教育環境を整備する必要があるという私らの答申を出すときに、これは早くできるから直ぐやれというような条件を付けて答申をするところと、これは早くやれたってできないだろうなあ、3年くらいはかかるだろうなあ、誰でも思われるような内容は確実にこれは進めてほしいとして答申するとかして、その答申の内容にも私らが考えても直ぐできそうなものと、なかなかこれは、色いろんなことを考え十分地域からご理解を得て進めない、だからこれは時間がかかりそうだなあ、さまざまあるというような気がします。一律にはいかないような気がしています。

三浦副委員長

過疎化対策として、Uターン、Iターンを奨励していますが、その人たちが仮に帰ってきたときに近くに小学校がない、中学校もないといったところで、やはり二の足を踏むということも考えられないこともないということですね。ですから先ほど小柴委員もおっしゃってましたが、地域づくりとの兼ね合いも少しは考えいかなければならぬのではないかとこの感じも致します。

吉川委員長

よろしいですか。

この間、提出いただいた書類のご意見のなかにも、いわゆる子供の問題以前に地域の人口が、一定確保できる、あるいは増えるというようなことを、まず、第一に考えなければならないというようなご意見もあったわけで、その辺も大きな問題であるわけですけど、確かに大事な条件であろうかと思えます。

それではご質問がなければ、一応本日の目的はほぼ達成されたということで第3点の協議を終わりたいと思います。

鈴木管理主事

委員長さん、ありがとうございました。

それでは、その他へまいりたいと思いますが、事務局ではございますが、委員の皆様の方でございますでしょうか。

はい、それでは5番の次回委員会の開催日程について板垣学校教育課長お願いいたします。

学校教育課長

はい、ありがとうございました。それでは次第の5番目の次回委員会の開催日程でございますが、この委員会で非常に大事な国からの手引きが出されました。それを今日は両指導主事の方から、小中一貫校のことについてもいろいろと説明をしていただきました。これで私どもが持つこの委員会で審議していただくための資料については以上なのかと思っております。今後は答申に向けた検討に入っていくのかなと思っております。ということで4月の後半に第4回目の委員会を開催できればと思っております。今日は大半の方がお集まりですので日程をおろしたいのですがよろしいでしょうか。できれば4月27、28日あたりを一つの目安と考えているのですが、日程表をお持ちであれば確認いただきたいと思いますが。

27日が月曜日ですし28日、火曜日を日程としてよろしいでしょうか。

佐藤(修)委員

午前中でしょうか、午後でしょうか、中教研、小教研があるんですが、午後ですが。午前中であればいいんですが。

学校教育課長

はい、皆さんいかがでしょうか、午前中でよろしいでしょうか。

それでは4月28日、午前10時ということで日程調整をお願いいたします。日程通知については再度ご案内したいと思います。場所に



については、ここ朝日庁舎になろうかと思imasのでよろしくお願いい  
たします。ありがとうございました。

鈴木管理主事            ありがとうございます。では、閉会のご挨拶を三浦副委員長さん  
よろしくお願ひします。

三浦副委員長            大変長い間、皆さんにご協議いただきまして本当にありがとうございます  
いました。また事務局の方からは懇切丁寧な今回の手引の説明を賜り  
ました。ありがとうございました。

先ほど私、申し上げたまちづくりとの兼ね合いということでは、地  
域住民の代表の方々も委員として参加しておられますので、この方々  
からのご意見がいただければよくわかるのかなあと思っております。  
また、保護者の代表の方も皆さんおいでするので、地域づくり、まち  
づくり、校舎の方はこの委員会で意見を出し合うことで、皆さんから  
ご理解をいただけるのではないかと思います。また次回の期日もはい  
ったようですが、今後ともこの手引き、また村上市にそくした状況と  
はどのようなものなのかというような、さらなるご研究なさって次回  
の会議に備えていただければありがたいと思っております。どうぞよ  
ろしくお願ひいたします。今日はありがとうございました。

鈴木管理主事            ありがとうございます。これを持ちまして閉会とさせていただきます。

11時50分 終了